

鹿屋市会計規則の一部を改正する規則

鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

別表第8の5の項を次のように改める。

5	削除	
---	----	--

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。